

食品表示110番

食品表示の適正化を図ることを目的に、広く県民から食品の表示に関する問い合わせや情報提供を受け付けるために平成14年2月に設置した専用電話のこと。平成22年4月からは専用メールによる受付も開始しています。

生物多様性

あらゆる生物の種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

【た行】

地産地消

地域で生産された食料(農林水産物)を地域で消費する取組。消費者にとっては、新鮮な生産物を入手でき、また生産者は消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの効果があります。輸送距離が短いため、地球温暖化等の環境問題への貢献も期待されます。

トレーサビリティ

物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいい、追跡可能性ともいいます。

【な行】

菜の花エコプロジェクト

菜の花を栽培して、なたねから油をしぼり、油かすは肥料や飼料にする一方で、食用に利用したなたね油を回収し、軽油代替燃料などに再生利用するもので、資源循環型社会の形成を目指す取組の一つです。

日本型食生活

昭和50年頃に我が国で実践されていた、主食である米を中心とし、魚、肉、野菜など多様な副食に果物などが加わった、栄養バランスのとれた食事のことをいいます。

妊産婦のための食生活指針

厚生労働省が平成18年に策定した、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針です。

農産物環境安全推進マニュアル

農産物の安全や環境に配慮した農業に取り組むための手引書で、環境負荷の低減や農産物の安全・安心のために配慮したい事項をまとめたものと、実践のためのチェックシートから構成されています。

農林水産業が持つ多面的な役割(機能)

県土の保全や水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農林水産業が適切に行われることによって発揮される、農林水産物の供給以外のいろいろな役割・機能のことです。

【は行】

バイオマス

石油や石炭といった化石資源を除く、食品廃棄物、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材など、動植物に由来する再生可能な有機性資源のことです。

8020(はちまるにいまる)運動

生涯、自分の歯でおいしく食事ができるよう、80歳で20本は自分の歯を保つことを目指す運動です。平成元年に愛知県で提唱され、全国に広まっています。

「早寝早起き朝ごはん」運動

地域、学校等、家庭が一体となって、子どもの基本的な生活習慣を整えるため、平成18年4月から文部科学省や日本PTA全国協議会などが全国展開している運動です。

フードバンク活動

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動です。日本では2002年に初のフードバンク団体が設立され、現在は愛知県内にもNPO法人があります。

保育所保育指針

厚生労働省が告示する、保育所における保育の内容や運営に関する事項を定めた指針です。保育所における保育は、この指針を基本として取り組まれます。

保健機能食品

保健機能食品は、特定保健用食品と栄養機能食品の2つに分類されます。

特定保健用食品とは、身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含み、特定の保健の目的が期待できる食品です。

栄養機能食品とは、通常の食生活を行うことが難しく1日に必要な栄養成分を取れない場合に、その補給・補完のために利用する食品です。

【ま行】

メタボリックシンドローム

Metabolic Syndrome (内臓脂肪症候群)

内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は血中脂質異常を重複的に発症させている状態をいい、動脈硬化性疾患の発生頻度が高まるとされています。

【や行】

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する、幼稚園における教育課程の基準です。幼稚園における食育は、この要領を基本として取り組まれています。

【ら行】

酪農教育ファーム

酪農体験を通して食といのちの学びを支援することを目的として、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる、(社)中央酪農会議が認定した牧場や農場のことです。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻く様々なリスク(危険性)について、行政、専門家、企業、消費者など関係者相互が、幅広い情報や意見の交換を行うことです。

連携と協力に関する包括協定

県民の安心・安全の向上と地域の一層の活性化に資するため、地域の農林水産物、加工品などの販売・活用や、災害時における徒歩帰宅者の支援などについて、県がコンビニエンスストアと締結する協定です。平成22年度末現在、5社と締結しています。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働く人が「仕事」と「生活」を両立できる状態をいいます。「ライフ(生活)」の中には、子育てや介護などの家庭生活だけでなく、地域活動やボランティア、自己啓発、趣味などあらゆる活動を含みます。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業と働く者が協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせて働き方の改革に自主的に取り組んでいくことが重要です。

参考資料2 食育基本法・食育推進基本計画のポイント

【食育基本法(平成17年法律第63号)のポイント】

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 関係者の責務

(1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。

(2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3 食育推進基本計画の作成

(1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

- ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 食育の推進の目標に関する事項
- ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- ④ その他必要な事項

(2) 都道府県は都道府県推進計画、市町村は市町村推進計画を作成するよう努める。

4 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 食育推進会議

(1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長(内閣総理大臣)及び委員(食育担当大臣、関係大臣、有識者)25名以内で組織する。

(2) 都道府県に都道府県会議、市町村に市町村会議を置くことができる。

【第2次食育推進基本計画(内閣府、平成23年3月31日)のポイント】

はじめに

今後は単なる周知にとどまらず、実践による食に関する理解促進が必要。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1 重点課題

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

2 基本的な取組方針

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

- ① 食育に関心を持っている国民の割合の増加(70%→90%)
- ② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加(9回→10回)
- ③ 朝食を欠食する国民の割合の減少(小学生1.6%→0% 等)
- ④ 学校給食における地場産物を使用する割合の増加(26.1%→30%)
- ⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加(50.2%→60%)
- ⑥ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加(41.5%→50%)
- ⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加(70.2%→80%)
- ⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加(34.5万人→37万人)
- ⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加(27%→30%)
- ⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加(55.6%→90%)
- ⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加(40%→100%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食育の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ① 多様な関係者の連携・協力の強化
- ② 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
- ③ 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
- ④ 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
- ⑤ 基本計画の見直し